

# 広島県立歴史博物館友の会会則

## 第一章 総則

### (名 称)

第1条 本会は、広島県立歴史博物館友の会という。

### (目 的)

第2条 本会は、歴史・文化についての会員の教養を豊かにするとともに、広島県立歴史博物館(以下「館」という。)の業務に協力し、文化財保護と地域文化の向上に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 講演会及び研究会等の開催
- (2) 館のボランティア活動
- (3) 館の活動に対する協力
- (4) その他必要な事業

## 第二章 会員

### (会 員)

第4条 本会の会員(以下「会員」という。)は、第2条の趣旨に賛同し、次条の規定による会費を納入したものの者及び館の職員とする。

- 2 会員には会員証を交付する。
- 3 会員証の有効期間は交付日から翌年4月30日までとする。

### (会 費)

第5条 本会の会費は、次の表に定めるところによる。

会員区分	会費(年額)
一般会員	2,000円
学生会員	1,000円
家族会員	3,000円
賛助会員	7,000円
館職員	免除

- 2 一旦納入された会費は、いかなる理由があっても返金しない。
- 3 特別な経費を要する事業を行う時は、総会の議決を経て、臨時会費を徴収することができる。
- 4 家族会員は、同居家族5名まで登録できる。
- 5 賛助会員には、会員証を4枚発行する。

(特 典)

第6条 会員は次の特典を受ける。

- (1) 館の行事の案内(スケジュールカレンダー、企画展チラシ等)
- (2) 館が刊行する各種印刷物の配付(ふくやま草戸千軒ミュージアムニュース、企画展図録(賛助会員のみのみ))
- (3) 館が主催する展覧会の無償観覧(実行委員会が主催するものは別に定める)
- (4) その他、会長が別に定めるもの

### 第三章 総会

(総 会)

第7条 総会は会長が招集する。

- 2 総会は年1回6月に開催する。ただし、会長が必要があると認める場合及び理事会の3分の1以上又は会員の3分の1以上の請求がある場合は、会長は臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会は会員の過半数の出席により成立する。
- 4 総会の議長は会長が務める。
- 5 総会は次の事項を議決する。
  - (1) 事業計画及び収支予算
  - (2) 事業報告及び収支決算
  - (3) 理事及び監査の選出
  - (4) 会則の制定及び改廃
  - (5) 解散
  - (6) その他、本会の運営に関する重要事項
- 6 議決は、出席者の過半数をもってする。ただし、第1項(5)に係る議決は会員の過半数をもってする。

### 第四章 執行機関

(理事会)

第8条 理事会は常務理事及び理事により構成される。

- 2 理事は総会で選出する。
- 3 理事の人数は、5名以上10名以内とする。
- 4 理事の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員による補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 理事会は次の事項を議決する。
  - (1) 総会提出議案及び報告
  - (2) 役員を選任に関する事項
  - (3) 会則案の制定・改廃に関する事項
  - (4) その他

- 6 理事会は会長又は理事の3分の1以上の発議により招集する。
- 7 理事会は、理事の3分の2以上の出席により成立する。
- 8 理事会の議決は、出席した理事の過半数をもって決する。
- 9 理事会の議長は会長が務める。

#### (役員と任期)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 常務理事 1名
- (4) 監査 2名

2 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員による補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (役員を選出)

第10条 会長は理事の互選により選出する。

- 2 副会長は理事の職にあるものから会長が指名する。
- 3 常務理事は館長をもって充てる。
- 4 監査は総会で選出する。

#### (役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代行する。
- 3 常務理事は、会務を掌握し、理事会及び会長、副会長、監査並びに事務局との連絡調整にあたる。
- 4 監査は、本会の会計を監査し、会の運営に対し意見を述べる。

#### (役員給与)

第12条 本会の役員は無給とする。ただし、職務のために要した実費はこれを支給することができる。

#### (顧問)

第13条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会で推薦し、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問を受け、答申する。

## 第五章 事務局

#### (事務局)

第14条 本会の事務を処理するため、館内に事務局を置く。

- 2 事務局に、次の職員を置く。

(1) 事務局長 1名

(2) 事務局員 若干名

- 3 事務局長，事務局員は，会長が委嘱する。
- 4 事務局は，事業の企画・運営にあたり，本会の庶務・会計その他の事務を処理する。
- 5 職員は無給とする。ただし，職務のために要した実費はこれを支給することができる。
- 6 事務局の業務を事務局員以外に行わせる場合，予算の範囲内で経費を支払うことができる。

## 第六章 会計

(経費)

第15条 本会の経費は，会費，寄付金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 本会の会計は一般会計及び特別会計とする。
- 3 特別会計の設置及び廃止は総会の議決事項とする。

(年度)

第16条 本会の会計年度は，4月1日に始まり，翌年3月31日に終わる。

## 第七章 雑則

(要綱)

第17条 この会則に定めるもののほか，友の会の運営に必要な事項は会長が別に定める。

附則

- 1 本会則は，平成2年4月22年から施行する。
- 2 平成4年4月11日 一部改正
- 3 平成6年6月12日 一部改正
- 4 平成8年6月15日 一部改正
- 5 平成11年6月12日 一部改正
- 6 平成13年6月2日 一部改正
- 7 平成17年6月11日 一部改正
- 8 平成18年6月10日 一部改正
- 9 平成19年6月16日 一部改正
- 10 平成28年6月4日 一部改正
- 11 令和元年6月22日 一部改正